

## 基準4.1 自走式及び機械式自動車車庫に対する消防用設備等の取扱基準

※当該基準はすべて指導基準

## 1 用語の意義

- (1) 自走式自動車車庫とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を自動車の駐車の用に供し、当該部分に駐車する場合の移動を自動車で運転して走行させることにより行う方式の自動車車庫をいう。
- (2) 機械式駐車装置による立体式自動車車庫（以下「機械式自動車車庫」という。）とは、自動車格納用ラック、搬送用パレット、昇降フレーム、昇降駆動装置、パレット横行装置、各種安全装置等の全部又は一部から構成される自走式以外の自動車車庫をいう。

## 2 防火対象物の取扱い

自走式自動車車庫及び機械式自動車車庫のいずれの場合であっても、建築物等の確認申請の有無にかかわらず法第17条第1項の防火対象物としてとらえ、消防用設備等の設置については、政令別表第1(13)項イ「自動車車庫又は駐車場」として取扱うものとする。

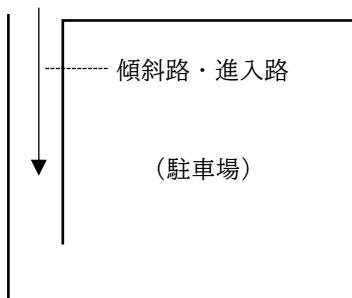
## 3 床面積の取扱い

建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺及び柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。なお、建基法上に規定されている「床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき  $15\text{ m}^2$  を当該床面積として算定する。」（昭和39年2月24日付け住指発第26号）は、消防用設備等の設置にあたっては適用しないものとする。

## 4 駐車の用に供される部分の取扱い

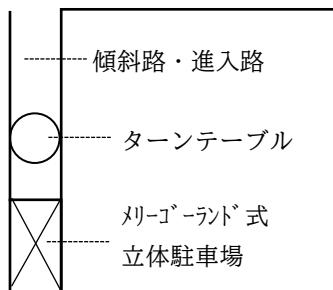
政令第13条第1項の「駐車の用に供される部分」とは、主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路等を含むものとする。ただし、駐車場にいたる屋外の誘導路（ランプ）はこの限りでない。

- (1) 駐車場へ至る傾斜路又は進入路等の取扱い



原則として、屋根のかかる場合等で、床面積に算入される部分については、「駐車の用に供される部分」として取扱うものとする。

## (2) 進入路の奥にメリーゴーランド式立体駐車場がある場合の取扱い

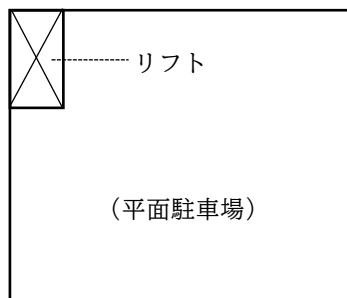


傾斜路、進入路（以下「進入路」という。）及びターンテーブル部分を含めて「駐車の用に共される部分」として取扱うものとする。

なお、駐車場へ至る進入路及びターンテーブルについては、(1)の例により取扱うものとする。

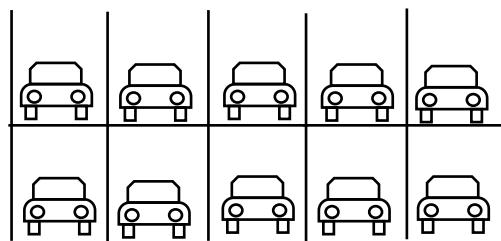
## 5 自走式及び機械式自動車車庫の取扱い

## (1) リフトで自動車を昇降させ、平面駐車場に移動する場合の取扱い



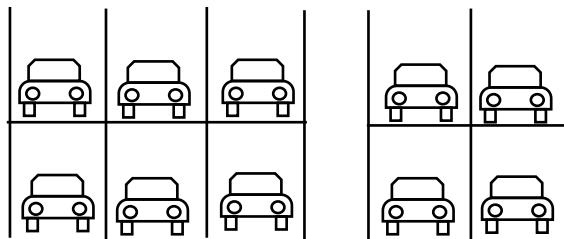
平面駐車場の部分を含めて、自動車が自走（屋外から出入する進入路を除く。）しないものは機械式自動車車庫に該当するものとし、政令第13条第1項（水噴霧消火設備等）の取扱いについては、自動車の収容台数により規制するものとする。ただし、リフトで自動車を昇降させ、平面駐車場の部分を自走する場合にあっては、自走式自動車車庫として取扱い、当該面積をもって規制するものとする。

## (2) リフト式2段駐車場（3段以上の多段式の場合を含む。以下同じ。）を屋外に設置する場合の取扱い



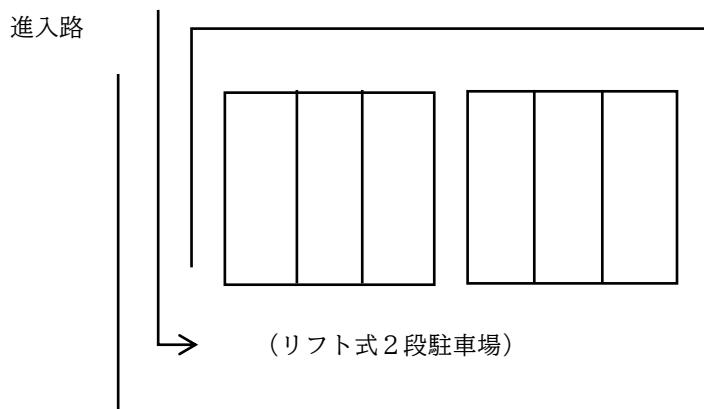
下段は自走できても上段、下段とも台数を合算し、機械式自動車車庫として規制するものとする。この場合、車両の収容台数が10以上のものは、政令第13条第1項の規定により水噴霧消火設備等を設置するものとする。

## (3) リフト式2段駐車場を屋外に離して、2以上設置する場合の取扱い



消防活動上支障がなければ、それぞれ別の機械式自動車車庫とみなすことができる。この場合の判断基準については、双方の柱又はこれに変わる工作物及び収容する自動車（以下「防護対象物」という。）の相互間におおむね1m以上（3段以上は6m以上）の空地が確保されている場合とする。

## (4) リフト式2段駐車場を屋内に離して、2以上設置する場合の取扱い



自走式自動車車庫として取扱い、当該床面積をもって規制するものとする。

## 6 すべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の取扱い

政令第13条第1項で規定する「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造」とは、次の(1)及び(2)によるものとする。

- (1) 自動車が出入口に向かって横1列若しくは2列状態に並んで収容されている自動車車庫で、当該出入口に戸又はシャッター等が設けられていないこと。ただし、戸又はシャッター等が遠隔操作又は自動火災報知設備と連動して一斉に開放することができる構造のものにあってはこの限りでない。

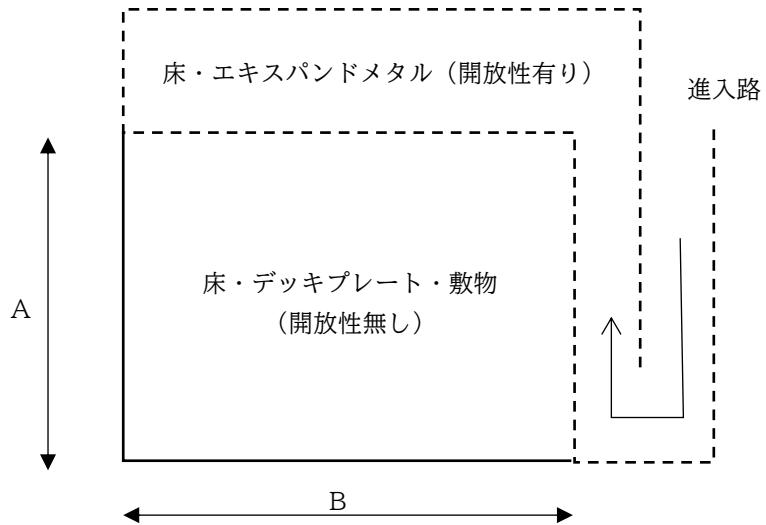
この場合、開放するために電源を要するものにあっては、省令第12条第1項第4号の例により非常電源が附置されているものであること。

- (2) 前(1)の出入口が直接幅員6m以上の道路に面しているか又はすべての自動車が同時に屋外に出ることができる広さの空地に面してすること。

## 7 自動火災報知設備の取扱い

1層2段の自走式自動車車庫（多段式の場合を含む。）に対する自動火災報知設備の取扱いについては、平成3年5月7日付け消防予第84号消防庁予防課長通知によるものとするが、当該自動車車庫の床をデッキプレート等で造り又はエキスピンドメタル等の表面に敷物を設けるなどをして、開放性を

妨げるおそれのある構造とした場合は、政令第21条の規定により自動火災報知設備を設置するものとする。この場合の省令第23条第4項第1号口の「外部の気流が流通する場所」の判断は、昭和54年11月27日付け消防予第228号通知によるほか、次の例により指導するものとする。



※ 感知器は、「外気に面するそれぞれの部分からおおむね5m未満」の範囲を除いて設置することができる。